

補章 結びに代えて

海凶なき世界情勢、
新時代において、
わが国企業の
海外ビジネスを
切り開く「羅針盤」
として

(1) 第3期中期経営計画における成長分野・
新領域に関する取り組み

本行は、2019（平成31・令和元）年度以降も引き続き、「スピアヘッド（spearhead、先頭に立つというイメージ）」となり、主体的・能動的に案件を実現すべく、第3期中期経営計画の重点取り組み課題である「成長分野・新領域」「インフラ海外展開」「環境保全」「M&A」「政策金融の着実な遂行と業務の見直し」への取り組みを着実に実施してきている。また、コロナ禍等のその後の外部環境の変化に対しても、制度面での拡充をはじめとした日本企業支援に向けた取り組みを行ってきている。

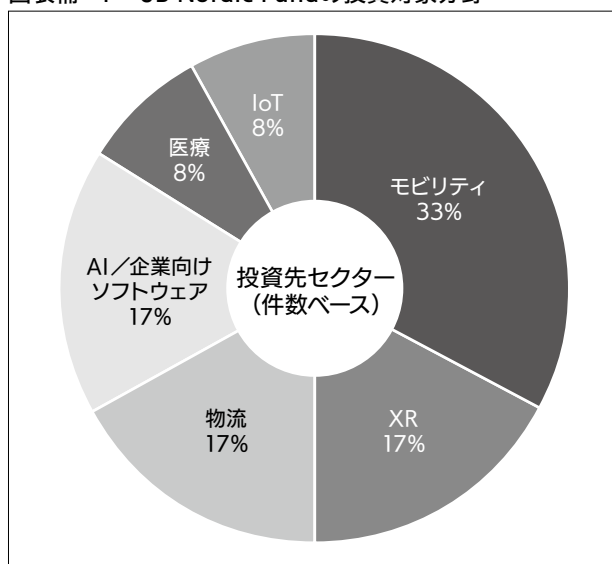
「成長分野・新領域」においては「イノベーション促進に向けた戦略的取組の推進」「新たな市場環境に対応する資源プロジェクトの推進」「経済フロンティアにおけるわが国企業のビジネス展開支援」といった目標を掲げているが、「イノベーション促進に向けた戦略的取組の推進」においては、以下のような案件支援及び制度拡充を行った。

①北欧バルトファンドの設置

本行は以前から、ベンチャー企業を投資対象とする投資ファンドに対しLimited Partnerとして出資を行った実績はあったが、自らファンドを運営し投資決定するジェネラルパートナーとしての役割を果たしたことはなかった。しかしJBIC IG Partnersの設立によって、投資家である日本企業と海外のIT先端企業との事業提携機会や日本企業によるIT先端企業への投資機会獲得を促進し、オープンイノベーションを支援する基盤が整った。

そうした中、生まれたのがJB Nordic Fundである。JB Nordic Fundの設立は、世界において「日本企業がまだ注目していないが大きな可能性を秘めた地域に、JBICが先行して進出していく」取り組みの第1号となった。JB Nordic Fundでは2019年1月の設立以来、すでに現地企業12社（2020年10月末現在）への投資を実行済みであ

図表補-1 JB Nordic Fundの投資対象分野



(出典)「JBIC Today」2020年12月号

り、投資分野はモビリティ、XR¹⁾、物流、AI・企業向けソフトウェアなど、多岐にわたっている。

たとえばJB Nordic Fundの投資先には電動キックボードを使ったシェアリングサービスのオペレーター企業であるスウェーデンのVoi Technologyがある。欧州では電動キックボードは近距離での市民の移動手段として幅広く使われており、同社の利用者数は現在600万人以上と、欧州トップのマーケットシェアを有し、コロナ禍で利用が減った公共交通の代替としても注目されている。

またJB Nordic Fundはオンラインの個人認証ソリューションを提供するエストニア発のVeriffにも投資している。エストニアは世界初のオンライン居住権「Eレジデンシー (E-residency)」の導入など先進的な施策で知られ、そのカギとなる個人認証技術を同社は提供している。

②先進国向け業務の政令改正

日本企業の有する先端的な技術が活用される案件は、途上国における事業に限定されず、先進国

の事業であっても、民間金融では対応不可能な場合もある。このような顧客ニーズを踏まえ、2020年1月改正の株式会社国際協力銀行施行令の中で、新たに先進国における水素の製造・輸送・供給・利用に関する事業や蓄電事業の支援を可能とするとともに、先進国向けの高度情報通信ネットワーク輸出支援（たとえば5Gの整備関連）も可能とする等、以下のとおり、先進国向け事業支援制度の拡充を行った。

(ア) 先進国事業に対する投資金融

水素、蓄電、植物由来の有機物を原料とする化学製品製造²⁾、空港、港湾

(イ) 先進国向け輸出に対する輸出金融

水素、蓄電、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、植物由来の有機物を原料とする化学製品製造、空港、港湾

③Exergy Power Systems Europe Limitedへの出資

イノベーション支援の観点から、本行はわが国のスタートアップ企業に対しても支援を行った。2020年6月には、エクセルギー・パワー・システムズのアイルランド法人Exergy Power Systems Europe Limitedに最大400万ユーロの出資を行うことに合意した。

エクセルギーは、2011年に東京大学本郷キャンパス内で設立された、次世代蓄電池システムの開発・製造・販売・運営事業を展開するスタートアップ企業であり、自社で開発した次世代蓄電池の瞬時起動、高出力及び耐久性という特長を生かし、再生可能エネルギーの導入が進むアイルランド島の調整用電力市場への参入を企図しており、本行の出資はこれを支援するものであった。

④FirstElement Fuel社への出資

イノベーションはエネルギーの分野にも影響を与えている。とくに水素は、CO₂を排出しない次世代エネルギーとして注目され、2017年12月に

1) XRは現実世界とデジタル情報を融合する技術の総称。VR (仮想現実)、AR (拡張現実)、MR (複合現実)、SR (代替現実) などの技術で構成される。

2) 具体的にはバイオプラスチックを想定、海洋プラスチックごみが問題となる中、これを植物由来の製品で代替するという流れを受けたもの。

発表された日本政府の「水素基本戦略」や2019年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略2019」において、日本の水素産業振興・競争力強化を通じた、世界に先駆けた水素社会の実現が政策として掲げられた。

2020年6月には本行は米国カリフォルニア州で水素ステーションを運営しているベンチャー企業・米国法人FirstElement Fuel Inc. (FEF) に対する約2,300万米ドルの出資に合意した。同社は本行と共に本行が行った三井物産に加え、トヨタ自動車、ホンダといった企業からも支援を受けており、トヨタやホンダによる燃料電池自動車の販売拡大にも寄与するものであった。

③と④、これら2件の出資案件は2019年2月にリスクテイクの範囲が拡大された特別業務として実施された。

⑤新たな市場環境に対応する資源プロジェクト

資源の分野では「需給構造の転換期にあるLNG市場における価格体系の多様化・契約形態の多様化等の動きに対応したファイナンスを実施すること」そして「エネルギーバリューチェーンの構築に資するプロジェクトの支援」が課題として掲げられていたところ、具体的に以下のような案件の支援を行った。

(ア) Arctic LNG2

本プロジェクトは、ロシアのヤマロ・ネネツ自治管区ギダン半島でLNGプラント（年間生産能力1,980万トン）を建設・操業する事業であり、三井物産が、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）と共に本行が出資持ち分10%を取得するものである。

本行は2019年7月に持ち分取得資金の一部を融資することを合意した。本プロジェクトが生産するLNGは、持ち分に応じて三井物産が引き取るほか、北極海航路を活用し、2大LNG需要地であるアジアと欧州の両マーケットへ販売される見込みであり、本プロジェクトに対する支援は、アジアにおけるLNGバリューチェーン

の構築にも資するものであった。

(イ) モザンビークLNG

本プロジェクトは、モザンビーク最北部カーボデルガード州沖合に位置するGolfinho-Atumガス田を開発し、原料ガスを陸上に建設する液化プラント（予定年間生産能力1,312万トン）まで海底パイプラインにて搬送し、LNG等を製造・販売するもので、三井物産及びJOG-MECが事業参画している。本行は2020年7月にこのプロジェクトに対する30億米ドル限度の融資を合意している。

本プロジェクトで生産されるLNGの約3割は、日本の電力・ガス会社が引き取る予定であり、日本にとって初のモザンビーク産LNGの輸入となることから、LNGの長期安定確保・調達先の多角化に貢献するものであった。また本プロジェクトのLNG売買契約においては、輸送仕向地条項の緩和や日本企業と他国企業の2者による共同調達の枠組みが一部盛り込まれており、2016年5月に経済産業省より発表された「LNG市場戦略」にも合致するものであった。

(2) インフラ海外展開

2019年のG20大阪サミットでは「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が採択された。そこでは「インフラ・プロジェクトが、価格に見合った価値（value for money）を実現し、安全であり、効果的であることを確保し、それにより当初想定された利用法から逸脱しないようにするため、調達における開放性と透明性が確保されるべきだ」「インフラ投資が財政に重大な影響を及ぼしうることを踏まえ、プロジェクト・レベルでの財務面での持続可能性に加え、公的資金によるインフラ・プロジェクトや偶発債務が与える、マクロレベルでの債務持続可能性への影響が、考慮され、また透明であることが必要」といった諸原則が改めて確認されている。

こうした中、2019年度以降、「ブラジル連邦共和

国における貨物鉄道事業に対する融資」(2019年6月)、「トルコ共和国における自動車専用ターミナル運営事業に対する融資」(2019年10月)、「カタール国Facility D天然ガス火力発電・淡水化事業(増設プロジェクト)に対するプロジェクトファイナンス」(2019年11月)などを承諾した。

また、2018年11月に米国海外民間投資公社(OPIC、現・米国国際開発金融公社〈DFC〉)、オーストラリア外務貿易省(DFAT)及び同国輸出金融保険公社(Efic、現・同国輸出信用機関〈EFA〉)との間で締結した「インド太平洋におけるインフラ投資に関する三機関間パートナーシップ」に基づく連携の一環として、2021年1月にはパラオ共和国法人パラオ国営海底ケーブル公社に対し、日本電気(NEC)より海底ケーブル関連設備等を購入するための資金として、400万米ドルのバイヤーズ・クレジットの貸付契約を締結した。本融資は、特別業務として実施する案件であった。

(3) 環境分野の取り組み

環境分野では、2020年1月に開催された世界経済フォーラム(通称・ダボス会議)で「ステークホルダーがつくる、持続可能で結束した世界(Stakeholders for a Cohesive and Sustainable World)」をテーマとし、テクノロジー、格差、企業ガバナンス、医療等が議論された中、気候変動が最大の焦点となった。こういった状況下で、2020年には世界のオイルメジャーが、「スコープ」1～3に分類される自社内での直接・間接の温室効果ガス排出について³⁾、一定期間内(2040年または2050年まで)にネットゼロを目指すことを次々に発表した⁴⁾。また、2020年9月に安倍総理の後を受けて就任した菅義偉総理は、2020年10月の施政方針演説で、2050年までに国内の温室効果ガス排出を実質ゼロ

とすることを目指すことを宣言した。

そのような中で、本行は相手国とのエンゲージメントを通じて低炭素技術の普及を働きかける取り組みを行った。わが国政府は2018年の第5次エネルギー基本計画において「パリ協定を踏まえ、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素等も含め、CO₂排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、『低炭素型インフラ輸出』を積極的に推進する」としているが、これを踏まえ、前田総裁は2019年5月の訪越時にフック首相と会談した。

そしてこの会談の後、2019年6月に、太陽光発電事業等に必要な資金を融資するため、ベトナム外商銀行との間で地球環境保全業務(GREEN)の一環として、1億米ドルのクレジットラインを設定した。

また日本企業の有する優れた環境技術を普及する観点から、米国及びベトナムにおいて日本企業が実施する太陽光パネル用板ガラス製造・販売事業に対する融資(1億5,400万米ドル)を承諾している(2019年8月)。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大への対応

①新型コロナウイルスの感染発生

(ア) 中国湖北省武漢市における感染の発生

武漢市当局によると、2019年12月、中国の武漢市の海鮮卸売市場の関係者の間で新型コロナウイルスによる肺炎の症例が確認された。この段階で、中国政府は、感染は動物からヒトについて生じたものと考え、ヒトからヒトへの感染については確認されていないとしていた。しかし2020年になってヒトからヒトへの感染が確認され、武漢市では連日感染者が倍増する勢いで拡大、春節休暇での人の移動もあって、

3) 原材料調達、製造、物流、販売、廃棄等の一連の流れ全体からの排出量(サプライチェーン排出量)の中で、スコープ1は事業者自らによる直接排出、スコープ2は他社から供給された電気、熱等の使用に伴う間接排出、スコープ3はスコープ1、2以外の事業者の活動に関連する間接排出を指す。

4) Eniは2040年までにネットゼロを目指すことを表明、BP、Shell、Totalは2050年までのネットゼロを表明した。

武漢市外にも感染は拡大した。これを受けて中国政府は2020年1月23日に強力な都市封鎖（ロックダウン）を敢行、市内の公共交通機関を停止し、車両の通行も制限を始めた。そして1月30日、ついに世界保健機関（WHO）は「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した。

(イ) 中東・ヨーロッパでの感染拡大

中国以外では、2020年2月にイランで深刻な感染拡大が発生した。とくにイランでは保健副大臣や、副大統領など政権の中枢部にまで感染が及んだことが特徴であった。

欧州では、まずフランスで2020年1月の段階で感染者が確認されたが、急拡大したのはイタリアであった。イタリア政府当局の発表によれば3月末までには死者数は1万人を超えた。

感染は他国でも着実に広がり、2020年3月上旬には世界の感染の中心地は欧州になり、各地で厳しい都市封鎖が導入された。当初「集団免疫」の獲得を目指し厳しい都市封鎖を行わなかった英国はイタリアを超える4万人以上の死亡者を出し、ジョンソン首相まで感染、欧州最大規模となった。

(ウ) 米国での感染拡大

米国では2020年1月に中国からの帰国者を中心に感染者が確認されていたこともあり、他国に先駆け2月初頭の段階から中国からの入国を規制していたものの、3月以降、ワシントン州とカリフォルニア州で感染が拡大、続いてニューヨーク州でも感染が爆発的に拡大し、3月後半から厳しい外出制限措置が取られるようになった。2020年10月にはトランプ大統領も感染し、米大統領選挙にも影響が生じた。

(エ) 全世界への感染拡大

2020年4月ごろの欧米におけるロックダウンの結果、欧米では2020年5月には感染者数はいったん減少、ロックダウンも緩和された。他方、5月24日にブラジルの1日当たりの死者

数が米国を抜いて世界一となり、感染は世界中に拡大した。

(オ) わが国の緊急事態宣言

わが国でも2020年3月下旬から、1日当たりの感染者数が100人を超えるようになり、4月初頭には300人を超えるようになる。そしてついに4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を対象に緊急事態宣言が発せられた。さらに4月16日には対象が全都道府県に拡大された。わが国では他国で見られるような厳しい都市封鎖や外出禁止措置は取られなかったものの、クラスター対策などの施策の結果、徐々に感染者数は減少し、5月14日には39県で緊急事態宣言が解除され、25日には全都道府県で解除されることとなった。しかし、2021年1月7日には再度の感染者数増加を受けて、1都3県対象に再び緊急事態宣言が発せられ、1月13日には新たに7府県を加えた11都府県に拡大された。

②国際協力銀行の対応

新型コロナウイルスが発生する前の海外環境を振り返ると、米中貿易摩擦など通商問題をめぐる緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の動向、さらには中東地域や香港をめぐる情勢の影響など、さまざまな不確実性が存在し、海外発の経済の下方リスクが懸念される状況にあった。そして世界経済の成長見通しが累次にわたり下方修正されてきていた中、輸出が弱まり製造業を中心に企業の景況感等が弱含んでいた。

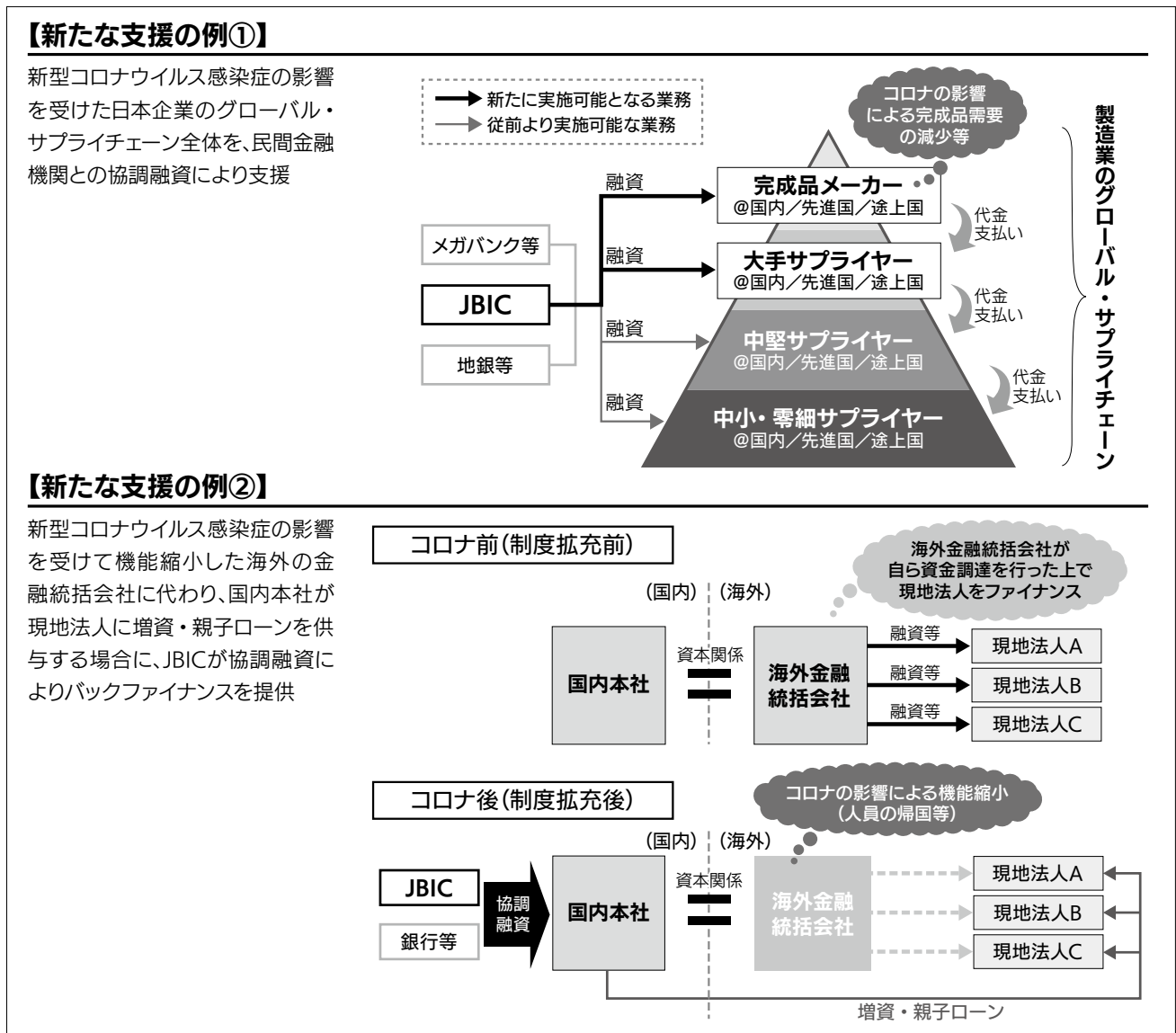
こうした状況を踏まえ、2019年12月に、わが国政府は「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を発表。そこでは、「海外発の下方リスクを乗り越え、外需の着実かつ継続的な取り込みと生産性の向上を図るため、TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定の締結国を含む海外への我が国中堅・中小企業等の事業展開をきめ細かな情報提供を通じて後押しするとともに、外国企業とのオープン

イノベーションを含む事業連携を支援する。また、日本企業の海外展開を後押しするため、財政投融资等の活用により、企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等、質の高いインフラ輸出を強力に支援する」ことが掲げられた。本行については具体的には「国際協力銀行による日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援及び質の高いインフラ整備支援（「成長投資ファシリティ（仮称）」を創設）」が施策として掲げられていた。

これを踏まえて、2020年1月に本行は2018年7月に創設した「質高インフラ環境成長ファシリティ（QI-ESG）」を発展的に改編し、「日本企業の海外M&Aやグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援及び質の高いインフラ整備支援を幅広く支援する」ことを目的として「成長投資ファシリティ」を創設・開始した。

このような中、2020年に入りわが国においても新型コロナウイルスの影響が社会経済に表れてきた状況下、本行では2020年3月10日の段階で

図表補-2 新型コロナ危機対応緊急ウインドウのコンセプト



新型コロナウイルスにより影響を受けた企業のための相談窓口を開設した。

わが国政府は、4月7日の緊急事態宣言に合わせ「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を発表し、4月20日に閣議決定した。この中で「海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援」として、「外国為替資金特別会計（外為特会）を活用した国際協力銀行（JBIC）の融資（総合経済対策において創設された「成長投資ファシリティ」を拡充）と、国際協力機構（JICA）の緊急円借款等により、アジア等への日本企業の海外事業を支援し、現地経済活動の維持に貢献する」という施策が掲げられた。

これを受けて、本行は4月30日に「成長投資ファシリティ」の下で「新型コロナ危機対応緊急ウィンドウ⁵⁾」を創設した。

2020年7月8日には新型コロナウイルス感染症の影響を受けた日本企業の海外事業について、業務の特例として、2021年6月30日までの間、投資金融のうち、先進国向け地域において実施される事業に係る業務が解禁され（政令第218号・財務省告示第162号）、また国内大企業向けの融資業務についても解禁された（財務省告示第163号）。そして後に2021年12月31日まで延長された（財務省告示第164号）。

これによって、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた日本企業のグローバルなサプライチェーン全体を支援できるようになるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて機能縮小した海外の金融統括会社に代わり、国内本社が現地法人に増資・親子ローンを供与する場合に、本行がバックファイナンスを提供することが可能となった。

なお、新型コロナ危機対応緊急ウィンドウの承諾実績は、2020年12月末現在で、累計93件、累

計承諾額5,203.3億円であった。

さらに日本政府は、2020年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の中で、日本企業による脱炭素社会に向けた海外事業活動等及びサプライチェーン強靱化等を支援するため、本行については2020年1月に創設された成長投資ファシリティを再編するとともに、新たにポストコロナ成長ファシリティを創設することを発表した。

また、2020年7月8日に施行された「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」及び関連する財務省告示に基づき実施可能となった先進国向け特例業務（投資金融）についても、財務省告示が改正され、実施期限が2021年6月30日から2022年6月30日に延長されることとなった。

(5) イスタンブール駐在員事務所開設

トルコは、購買力のある中間層を含む8,000万以上の人口を抱える有望な市場であるとともに、欧州、中東、ロシア、中央アジア、アフリカの結節点でもある。そのため2000年代以降、欧州への輸出拠点としての地位を確立し、約6万社の外資系企業が進出した。とくに2020年にかけては、トルコ企業が積極的にアフリカで事業展開する事例も増えており、トルコ企業と協業することで、日本企業がアフリカへ進出する新たな道が開ける環境が整いつつあった。こうした状況を踏まえ、本行は2020年3月19日にイスタンブール駐在員事務所を開設した。同事務所はトルコに加え、アゼルバイジャン、ジョージア、トルクメニスタンのコーカサス諸国と、アルバニア、コソボ、セルビア等のバルカン諸国を管轄することになった。

5) 骨子を参考資料集（資料13）に収録。

